

意見案第 1 1 号

保安林の取得及び保全に係る財政支援制度の拡充を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 6 月 1 8 日提出

提出者 倶知安町議会議員

笠 原 啓 仁

森 禎 樹

早 川 貴 士

波 方 真 如

佐 藤 英 俊

古 谷 真 司

門 田 淳

盛 多 勝 美

保安林の取得及び保全に係る財政支援制度の拡充を求める意見書

近年、気候変動に伴う豪雨災害の激甚化や大規模開発の進展により、森林が有する水源涵養機能や土砂災害防止機能などの公益的機能の重要性が一層高まっている。

国においては、森林法第 25 条第 1 項第 4 号から第 11 号に規定する保安林等について、地域活性化事業債を活用した取得支援制度が設けられており、地方公共団体による森林保全の推進が図られている。

しかしながら、同条第 1 項第 1 号の水源かん養保安林、第 2 号の土砂流出防備保安林及び第 3 号の土砂崩壊防備保安林については対象外となっている。

これらの森林は、住民生活や農業に必要不可欠な水資源の確保や災害防止など、国土保全上極めて重要な役割を担っており、地方公共団体による取得及び保全を促進する必要がある。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 地域活性化事業債の対象となる森林の範囲を拡大し、森林法第 25 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する保安林についても対象とすること。
2. 水源涵養機能及び災害防止機能を有する森林の取得及び保全に対する財政支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 18 日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹